

令和4年第1回定例会

議案参考資料

令和4年2月16日

議案参考資料目次

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する 条例の制定について……………	1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第3号	埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報 酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	7
議案第4号	埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関 する条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第5号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	11
議案第6号	令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第7号	令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第8号	令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計予算……………	別冊
議案第11号	埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について……………	13

議案第 1 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）
<p>【趣旨】</p> <p>地方公務員法第 28 条の規定による休職及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項の規定による育児休業により欠員が生じた場合の一般職員の定数について所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成 19 年広域連合条例第 4 号）の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>主な改正内容は次のとおりである。</p> <p>第 1 条の改正 見出しの設置 第 2 条の追加にあたり、新たに「(職員の定数)」を付するもの。</p> <p>第 2 条の改正 地方公務員法第 28 条第 2 項に規定により休職を命ぜられた職員、及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員を職員の定数外とするもの。</p>	
施行日	令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例新旧対照表

新	旧
<p><u>（職員の定数）</u></p> <p><u>第1条</u> 埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務局に常時勤務する一般職に属する職員の定数は、46人とする。</p> <p><u>（定数外の職員）</u></p> <p><u>第2条</u> <u>次に掲げる職員は、前条の定数外とすることができる。</u></p> <p><u>（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職を命ぜられている職員</u></p> <p><u>（2） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員</u></p>	<p>埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務局に常時勤務する一般職に属する職員の定数は、46人とする。</p>

議案第 2 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置
<p>【趣旨】 人事院が行った「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」により、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等が行われることに伴い、所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 19 号）の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>1 主な改正内容は次のとおりである。</p> <p>第 2 条第 2 号及び第 16 条第 2 号の改正 育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が 1 年以上」の要件を廃止するもの。</p> <p>第 20 条の新設 職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等を規定するもの。</p> <p>第 21 条の新設 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定するもの。</p> <p>2 その他の改正点</p> <p>第 1 条及び第 12 条の改正 文言の整備をするもの。</p>	
施行日	令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を「<u>育児休業法</u>」第17条において準用する場合を含む。）、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに「<u>育児休業法</u>」を実施するため、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「<u>非常勤職員</u>」という。）以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を「<u>育児休業法</u>」第17条において準用する場合を含む。）、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに「<u>育児休業法</u>」を実施するため、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「<u>非常勤職員</u>」という。）以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ・ウ (略)</p>

新	旧
<p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第12条 育児休業法第12条において準用する<u>育児休業法</u>第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)</p> <p>第20条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないことがないようになければならない。</u></p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第21条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	<p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第12条 育児休業法第12条において準用する<u>同法</u>第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する<u>非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>

新	旧
<p>(委任) 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任) 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

議案第 3 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項、203 条の 2 第 5 項
<p>【趣 旨】</p> <p>監査委員報酬について日額 5,000 円から 8,000 円に改定を行うほか、地方自治法第 203 条第 4 項及び 203 条の 2 第 5 項において、条例で定めるとされている支給方法について規定するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>改正内容は次のとおりである。</p> <p>1 監査委員報酬額の改定</p> <p>監査基準の見直しを行い、新たな観点から監査を実施することにより業務量が増加することに伴い、監査委員報酬額を見直すもの。</p> <p>2 議員報酬及び報酬並びに費用弁償の支給方法を規定</p> <p>地方自治法第 203 条第 4 項及び第 203 条の 2 第 5 項において、条例で定めるとされている支給方法について、新たに加えるもの。</p> <p>≪ 地方自治法 ≫</p> <p>第 203 条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>第 203 条の 2</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>	
施 行 日	令和 4 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	

埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例新旧対照表

新	旧																																
<p>(議員報酬及び報酬) 第2条 特別職の議員報酬及び報酬の額は、次に定める額とする。ただし、他の地方公共団体の職を兼ねる者については、これを支給しない。</p>	<p>(議員報酬及び報酬) 第2条 特別職の議員報酬及び報酬の額は、次に定める額とする。ただし、他の地方公共団体の職を兼ねる者については、これを支給しない。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会議長</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>議会議員</td> <td>日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td>副広域連合長</td> <td>日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員長</td> <td>日額 6,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員</td> <td>日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の非常勤の特別職職員</td> <td>予算の範囲内で広域連合長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	額	議会議長	日額 15,000円	議会議員	日額 10,000円	副広域連合長	日額 10,000円	選挙管理委員会委員長	日額 6,000円	選挙管理委員会委員	日額 5,000円	監査委員	日額 8,000円	その他の非常勤の特別職職員	予算の範囲内で広域連合長が定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会議長</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>議会議員</td> <td>日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td>副広域連合長</td> <td>日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員長</td> <td>日額 6,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員</td> <td>日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の非常勤の特別職職員</td> <td>予算の範囲内で広域連合長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	額	議会議長	日額 15,000円	議会議員	日額 10,000円	副広域連合長	日額 10,000円	選挙管理委員会委員長	日額 6,000円	選挙管理委員会委員	日額 5,000円	監査委員	日額 5,000円	その他の非常勤の特別職職員	予算の範囲内で広域連合長が定める額
区分	額																																
議会議長	日額 15,000円																																
議会議員	日額 10,000円																																
副広域連合長	日額 10,000円																																
選挙管理委員会委員長	日額 6,000円																																
選挙管理委員会委員	日額 5,000円																																
監査委員	日額 8,000円																																
その他の非常勤の特別職職員	予算の範囲内で広域連合長が定める額																																
区分	額																																
議会議長	日額 15,000円																																
議会議員	日額 10,000円																																
副広域連合長	日額 10,000円																																
選挙管理委員会委員長	日額 6,000円																																
選挙管理委員会委員	日額 5,000円																																
監査委員	日額 5,000円																																
その他の非常勤の特別職職員	予算の範囲内で広域連合長が定める額																																
<p>2 議員報酬及び報酬は、特別職の職員が招集に応じ会議に出席した日の翌末日（埼玉県後期高齢者医療広域連合の休日）を定める条例（平成19年広域連合条例第1号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日（当該休日でない日）までに支給する。</p>	<p>2 議員報酬及び報酬は、特別職の職員が招集に応じ会議に出席した日の翌末日（埼玉県後期高齢者医療広域連合の休日）を定める条例（平成19年広域連合条例第1号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日（当該休日でない日）までに支給する。</p>																																

議案第 4 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方自治法第 204 条 職員の給与に関する条例(昭和 27 年 4 月 1 日埼玉県条例第 19 号) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成 31 年埼玉県条例第 6 号)
<p>【趣旨】</p> <p>会計年度任用職員の報酬のうち、期末手当について所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年広域連合条例第 2 号)の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>主な改正内容は次のとおりである。</p> <p>第 6 条の改正</p> <p>埼玉県の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が制定され、会計年度任用職員の報酬等に関する条例が改正された。</p> <p>改正の内容としては、第 7 条が新設され、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、支給の基準日の属する年度の 4 月 1 日における職員の給与に関する条例第 19 条第 2 項に規定された割合を用いることとされた。</p> <p>当広域連合においても、会計年度任用職員の期末手当について、年度途中での支給割合の変更を行わず、支給の基準日の属する年度の 4 月 1 日における職員の給与に関する条例第 19 条第 2 項に規定された割合を用いるよう改正を行うもの。</p> <p>適用日</p> <p>適用日を期末手当の基準日である令和 3 年 12 月 1 日とする。</p> <p>改正前の条例の規定に基づいて適用日から施行日までの間に会計年度任用職員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなす。</p>	
施行日	公布日から施行し、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第2条第2項の規定により計算して得た報酬の額(日額)によって報酬を支給する場合には、月額に換算した額)を期末手当基礎額として、期末手当基礎額に <u>基準日の属する年度の4月1日</u>において<u>施行</u>されている <u>給与条例</u>第19条第2項の規定の例により得た額とする。この場合において、基準日以前6月以内の期間において再度任用された会計年度任用職員の在職期間は、引き続きその職にあったものとみなす。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第2条第2項の規定により計算して得た報酬の額(日額)によって報酬を支給する場合には、月額に換算した額)を期末手当基礎額として、期末手当基礎額に給与条例第19条第2項の規定の例により得た額とする。この場合において、基準日以前6月以内の期間において再度任用された会計年度任用職員の在職期間は、引き続きその職にあったものとみなす。</p>

議案第 5 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
<p>【趣 旨】 令和 4 年度及び令和 5 年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、保険料の賦課限度額を変更するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 保険料率の変更 令和 4 年度及び令和 5 年度の保険料の所得割率は、0.0838 とし、被保険者均等割額については、44,170 円とする。</p> <p>(2) 保険料の賦課限度額の変更 令和 4 年度以降の保険料の賦課限度額は、66 万円とする。</p> <p>(3) 経過措置 改正後の条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>	
施 行 日	令和 4 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(所得割率)</p> <p>第9条 令和4年度及び令和5年度の所得割率は、<u>0.083</u>と⁸とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 令和4年度及び令和5年度の被保険者均等割額は、<u>44,170円</u>とする。</p> <p>(賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(所得割率)</p> <p>第9条 令和2年度及び令和3年度の所得割率は、<u>0.079</u>と⁶とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 令和2年度及び令和3年度の被保険者均等割額は、<u>41,700円</u>とする。</p> <p>(賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>64万円</u>を超えることができない。</p>

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について	
根拠法令等	地方自治法第 2 9 1 条の 7、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条	
<p>【趣 旨】 第 3 次広域計画の計画期間が令和 3 年度で終了することから、地方自治法第 2 9 1 条の 7 及び埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条の規定に基づき、第 4 次広域計画の策定を行うもの</p> <p>【内 容】</p> <p>1. 主な変更点</p>		
	第 4 次（令和 4 年 3 月）	第 3 次（平成 2 9 年 3 月）
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度～令和 1 1 年度 ・ 8 年間 ※ 国や県の計画期間と整合性をとるため 8 年間とし、4 年目で中間見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 2 9 年度～令和 3 年度 ・ 5 年間 ※ 第 1 次、第 2 次計画も計画期間 5 年間
基本方針	<p>被保険者が健康で自立した日常生活を長く送ることができるよう、広域連合は市町村と連携し、後期高齢者の特性に合わせた保健事業及び適切な医療給付を行うことにより、後期高齢者医療制度を健全かつ円滑に運営します。</p>	<p>広域連合は、被保険者が安心して適切な医療等を受けられるよう市町村と連携・協力し、後期高齢者医療制度の健全で円滑な運営を行います。</p>
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 高齢者保健事業の推進</u> <u>(2) 医療費適正化の推進</u> (3) 健全な財政運営 <u>(4) マイナンバーカードの被保険者証利用等への対応</u> <u>(5) 効率的な組織運営と広報の充実</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 医療費適正化の推進</u> <u>(2) 保健事業の推進</u> (3) 健全な財政運営 <u>(4) 組織体制の整備と事務の効率化</u>
施行日	令和 4 年 4 月 1 日	
<p>【その他参考事項】</p>		

計画の構成比較

第4次	第3次
<p>1 広域計画の概要 (1) 広域計画の趣旨 (2) 第3次広域計画の振返り (3) 広域計画の期間及び <u>変更</u></p> <p><u>2 現状と今後の見込み</u> (1) 被保険者数 (2) 医療費 (3) 保険料 ① 保険料率 ② 収納率 (4) <u>マイナンバーカードの被保険者証利用</u></p> <p>3 課題 <u>(1) 被保険者の健康の保持増進</u> <u>(2) 医療費の適正化</u> (3) 健全な財政運営 <u>(4) マイナンバーカードの被保険者証利用等への対応</u> <u>(5) 効率的な組織運営と広報の充実</u></p> <p>4 基本方針</p> <p>5 基本施策</p> <p>6 広域連合と市町村の事務分担 (次ページ参照)</p>	<p>1 広域計画の概要 (1) 広域計画の趣旨 (2) 第2次広域計画の振返り (3) 広域計画の期間及び <u>改定</u></p> <p><u>2 現状と課題</u> <u>(1) 現状と見込み</u> ① 被保険者数 ② 医療費 ③ 保険料 (ア) 保険料率 (イ) 収納率</p> <p>(2) 課題 ① <u>医療費の適正化</u> ② <u>被保険者の健康の保持増進</u> ③ 健全な財政運営</p> <p>3 基本方針</p> <p>4 基本施策</p> <p>5 広域連合と市町村の役割分担</p>

広域連合と市町村の役割分担の比較

○ 広域連合

	第4次
(1) 被保険者の資格の管理、情報登録	<ul style="list-style-type: none"> ・資格の認定(取得及び喪失の確認) ・被保険者証の交付決定 ・資格情報等(マイナンバー含む)の集約、管理 ・医療保険者向け中間サーバとの連携
(2) 医療給付	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付の申請(療養費、葬祭費の支給など)に係る審査及び支払 ・給付情報の管理
(3) 保険料の賦課及び徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の決定 ・保険料の賦課決定 ・保険料の減免及び徴収猶予の決定 ・市町村の保険料収納対策の支援
(4) 高齢者保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健事業実施計画の策定及び計画に基づく取組の実施 ・市町村独自の取組への補助 ・介護予防との一体的実施の推進(市町村への委託等)
(5) 医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検 ・療養費(柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう)の点検 ・医療費通知の実施 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・第三者行為の求償 ・不当利得の請求
(6) 広報に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの運用 ・後期高齢者医療制度や保険料に関するポスター、リーフレット等の作成、配布 ・出前講座による制度の説明 ・国の施策に基づいたマイナンバーカードの取得促進や被保険者証利用申込の周知、広報

	第3次
被保険者の資格の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・資格の認定(取得及び喪失の確認) ・資格情報の管理 ・被保険者証の交付決定
医療給付	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付の申請に係る審査及び支払 ・給付情報の管理
保険料の賦課及び徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の決定 ・保険料の賦課決定 ・保険料の減免及び徴収猶予の決定 ・市町村の保険料収納対策の支援
高齢者保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業実施計画の策定 ・保健事業実施計画に基づく取組の実施 ・市町村独自の取組への補助 ・介護予防との一体的実施の推進(市町村への委託)
医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検 ・医療費通知の実施 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・第三者行為の求償
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の作成、ホームページ等による制度の周知 ・基幹システムの管理 ・マイナンバー情報提供ネットワークシステムへの接続

○ 市町村

	第4次		第3次
(1) 被保険者の資格の管理、情報登録	<ul style="list-style-type: none"> ・障害認定の申請の受付 ・資格の取得及び喪失等の届出の受付 ・被保険者証の引渡しや回収 ・資格情報等の迅速かつ正確な登録 	被保険者の資格の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得及び喪失等の届出、申請書の受付 ・被保険者証の引渡しや回収
(2) 医療給付	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付の申請の受付 ・限度額適用・標準負担額認定証等の交付等の申請の受付 	医療給付	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付の申請等の受付
(3) 保険料の賦課及び徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収 ・保険料の減免及び徴収猶予の申請の受付 ・保険料収納対策の実施 	保険料の賦課及び徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収 ・保険料の減免及び徴収猶予の申請の受付
(4) 高齢者保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査の実施 ・市町村独自の長寿・健康増進事業等の取組の実施 ・介護予防との一体的実施に係る取組の実施 	高齢者保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査の実施 ・市町村独自の取組の実施 ・介護予防との一体的実施に係る取組の実施
(5) 医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費通知再発行の申請の受付 ・第三者行為の届出の受付 	医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為の届出の受付
(6) 広報に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口等での制度の説明 ・広報紙やホームページ等に情報掲載 ・国の施策に基づいたマイナンバーカードの取得促進や被保険者証利用申込の周知、広報 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の配布、広報紙等による制度の周知

地方自治法（抜粋）

（広域計画）

第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

- 2 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。
- 4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- （1）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- （2）広域計画の期間及び改定に関する事。

埼玉県後期高齢者医療広域連合

広域計画

平成29年 3月

令和2年 2月 一部変更

埼玉県後期高齢者医療広域連合

目 次

1 広域計画の概要	1
(1) 広域計画の趣旨	1
(2) 第2次広域計画の振返り	1
(3) 広域計画の期間及び改定	2
2 現状と課題	3
(1) 現状と見込み	3
(2) 課題	7
3 基本方針	7
4 基本施策	8
5 広域連合と市町村の事務分担	9

令和2年2月の一部変更においては、従前の計画における元号(平成)及び年数の記載の一部について、新たな元号(令和)及び年数に改めて記載しています。

1 広域計画の概要

(1) 広域計画の趣旨

広域計画は、地方自治法第291条の7及び埼玉県後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)第5条の規定に基づき策定するものです。

本計画は、後期高齢者医療制度(以下「制度」という。)の運営にあたり、埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)及び埼玉県内市町村(以下「市町村」という。)が、相互に役割を分担するとともに、連絡調整を図りながら、事務処理を円滑に行うための指針として定めるものです。

また、制度の安定的な運営に向けて、事業を総合的かつ計画的に実施するための指針として定めるものです。

(2) 第2次広域計画の振返り

第2次広域計画は、当初定めた広域計画の内容の一部を改めるとともに新たな内容を加え、平成24年度から平成28年度のまでの5か年の計画として、平成24年3月に策定しました。

基本方針として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者世代と若年者世代の費用負担の明確化と公平化を通じて、将来にわたり持続可能な医療保険制度の実現と高齢者の健康の保持増進を図るため、被保険者が安心して適切な医療等を受けられるよう制度運営を行うことを掲げ、その中で、取り組むべき課題として、「医療費の適正化」、「保険財政の健全化」、「広報の強化」をあげて、その実現に向けて、以前より実施している事業等に加え、第2次広域計画の期間中に新たな事業等を実施してまいりました。

・第2次広域計画期間中(H24～28年度)に新たに始めた事業等

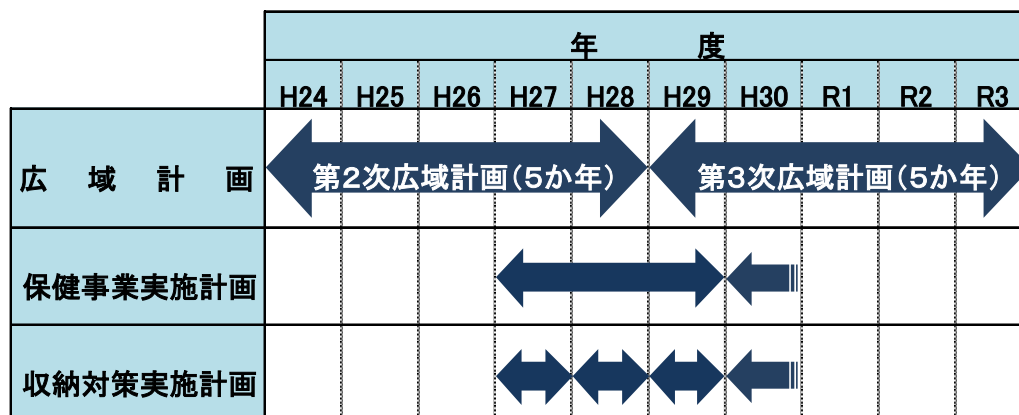
課題事項	開始、実施年度	主な取組
医療費の適正化	H24年度から	<u>後発医薬品希望カード付リーフレットの送付</u> ・後発医薬品の利用を促進するため、新規加入者の被保険者証発送時に、リーフレットを同封して配布。
	H25年度から	<u>後発医薬品利用差額通知の送付</u> ・後発医薬品の利用促進を図るため、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額等を通知。
の 保険財政 健全化	H27年度	<u>収納対策実施方針の見直し</u> ・保険料の確実な収納を図ることを目的として、実施方針の見直しを実施。
広報の強化	H24年度から	<u>保険料率改定の広報パンフレットの配布</u> ・保険料率改定の周知を図ることを目的として、保険料率の改定の際に、パンフレットを市町村に配布。

(3) 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間とします。

ただし、この期間内であっても、広域連合長が必要と認めたときは、議会の議決を経て改定(変更)を行います。

なお、広域計画とは別に、高齢者保健事業、収納対策については、具体的に実施する内容を実施計画としてそれぞれ策定し、見直しを行っています。



※ 第1次広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年となります。

2 現状と課題

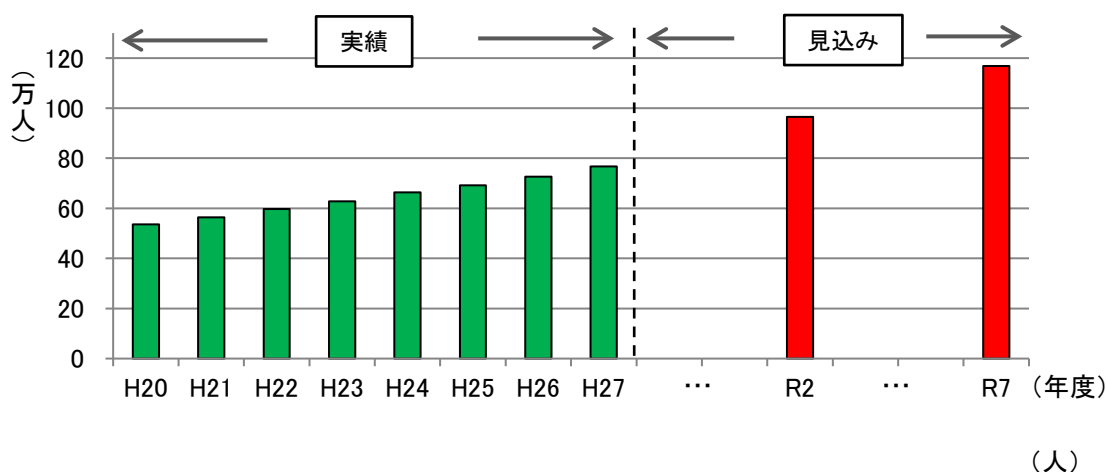
(1) 現状と見込み

① 被保険者数

後期高齢者医療制度開始当初被保険者数は512,683人(平成20年4月末現在)でしたが、毎年、4～5%増加し、平成27年度末現在の被保険者数は約77万人となっています。

被保険者数は、今後も全国一のスピードで増加し、令和7年度には、現在の約1.5倍の約117万人に増加すると見込まれています。(図表1)

〔 図表1 広域連合の被保険者数の推移と今後の見込み 〕



	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
被保険者数	536,353	564,410	597,269	628,422	663,672
	H25年度	H26年度	H27年度	R2年度	R7年度
被保険者数	692,248	725,896	767,921	965,278	1,168,466

※1 平成27年度までは、広域連合で集計した各年度末の被保険者数です。
平成21年度から平成26年度までは厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)」からの実績値です。

※2 令和2年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」を基に、障害認定者及び生活保護受給者等を考慮し広域連合で試算した推計値です。

② 医療費

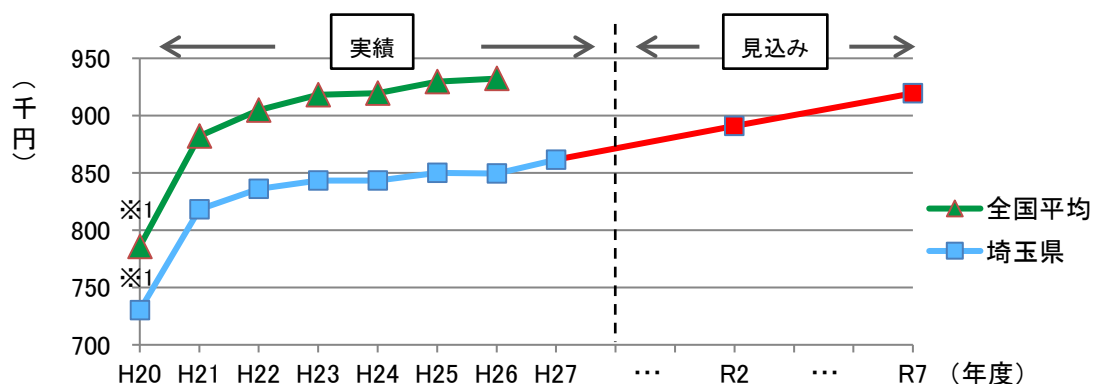
平成26年度の広域連合の被保険者一人当たりの医療費は、849,376円と、全国平均の932,290円と比べて低い水準です。

被保険者の一人当たりの医療費は、近年横ばいですが、全体の医療費は、被保険者数の増加により、毎年度約5～7%ずつ増加しており、今後も増加が見込まれます。(図表2、3)

また、被保険者の自己負担を除く医療費の約5割は、国、県、市町村からの公費で、

約4割は現役世代からの支援金で、残りの約1割は被保険者の保険料で賄われていますが、年々増加する医療費の財源確保が大きな課題となっています。(図表4)

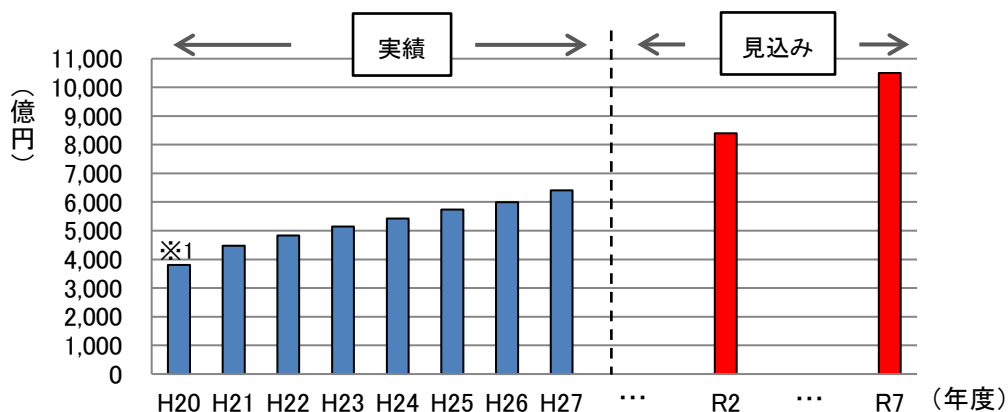
〔 図表2 一人当たり医療費の推移と今後の見込み 〕



	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
埼玉県	730,083	818,223	836,062	843,396	843,234	850,041
全国平均	785,904	882,118	904,795	918,206	919,452	929,573
	H26 年度	H27 年度	R2 年度	R7 年度		
埼玉県	849,376	861,608	890,950	919,467		
全国平均	932,290	—	—	—		

- ※1 平成 20 年度の数値は、制度開始の年のため、1 年分ではなく 11 ヶ月分に係るものです。
- ※2 平成 26 年度までの数値は、厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告(年報: 確報)」からの実績値です。平成 27 年度の数値は、広域連合で集計した実績値です。
- ※3 令和 2 年度以降の額は、広域連合で試算した推計値です。過去の医療費実績の伸び率等に基づき推計値を算出し、得た額を被保険推計人数(※4)で除して、一人当たり医療費を算出したものです。
- ※4 令和 2 年度以降の被保険者数は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」を基に、障害認定者及び生活保護受給者等を考慮し広域連合で試算した推計値です。

〔 図表3 広域連合の被保険者の医療費の推移と今後の見込み 〕



(円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
医療費	380,921,291,400	447,509,119,394	482,743,018,862	514,539,143,343	542,306,044,158
	H25年度	H26年度	H27年度	R2年度	R7年度
医療費	574,176,327,950	598,940,153,664	640,251,296,635	860,014,489,962	1,074,366,569,224

- ※1 平成20年度の数値は、制度開始の年のため、1年分ではなく11ヶ月分に係るものです。
- ※2 平成26年度までの数値は、厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)」からの実績値です。平成27年度の数値は、広域連合で集計した実績値です。
- ※3 令和2年度以降の額は広域連合で試算した推計値です。過去の医療費の伸び率等から推計値を算出したものです。

[図表4 後期高齢者の医療費負担]

自己負担 (窓口負担)	公費 (約5割) (国:県:市町村=4:1:1)	現役世代からの 支援金 (約4割)	保険料(約1割)
----------------	--------------------------------	-------------------------	----------

③ 保険料

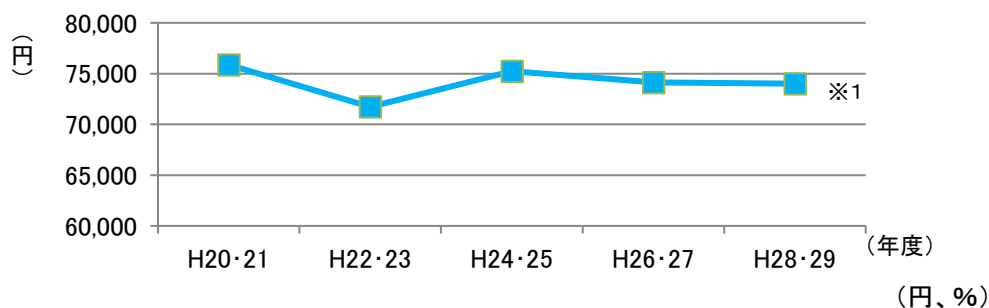
(ア) 保険料率

平成28・29年度の保険料率は「均等割額」が42,070円、「所得割率」が8.34%で、いずれも全国平均を下回っています。軽減後1人当たり保険料額は74,021円で、被保険者の所得が全国的に見て高い水準にあるため、全国平均を上回っています。

保険料は平成24・25年度以降、おおむね横ばいで推移していますが、今後は、被保険者一人当たりの医療費の伸びなどに伴い上昇が見込まれます。(図表5)

- ※1 保険料率は、おおむね2年間を通じて財政の均衡が図られるよう、2年ごとに改定しています。
- ※2 保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。
「均等割額 + 所得割額(賦課もとなる所得金額×所得割率) = 保険料」
- ※3 所得の少ない世帯の方には、所得状況に応じて保険料を軽減する措置があります。
「軽減後一人当たり保険料額」は、保険料の軽減措置を適用したうえで計算した、年間の一人当たり平均保険料額です。

〔 図表5 軽減後一人当たりの保険料額の推移 〕



	H20・21	H22・23	H24・25	H26・27	H28・29 ^{※1}
均等割額 (全国平均)	42,530 (41,500)	40,300 (41,700)	41,860 (43,550)	42,440 (44,980)	42,070 (45,289)
所得割率 (全国平均)	7.96% (7.65%)	7.75% (7.88%)	8.25% (8.55%)	8.29% (8.88%)	8.34% (9.09%)
軽減後一人当たり 保険料額 (全国平均)	75,866 (63,402)	71,724 (62,993)	75,236 (66,833)	74,149 (67,585)	74,021 (67,904)

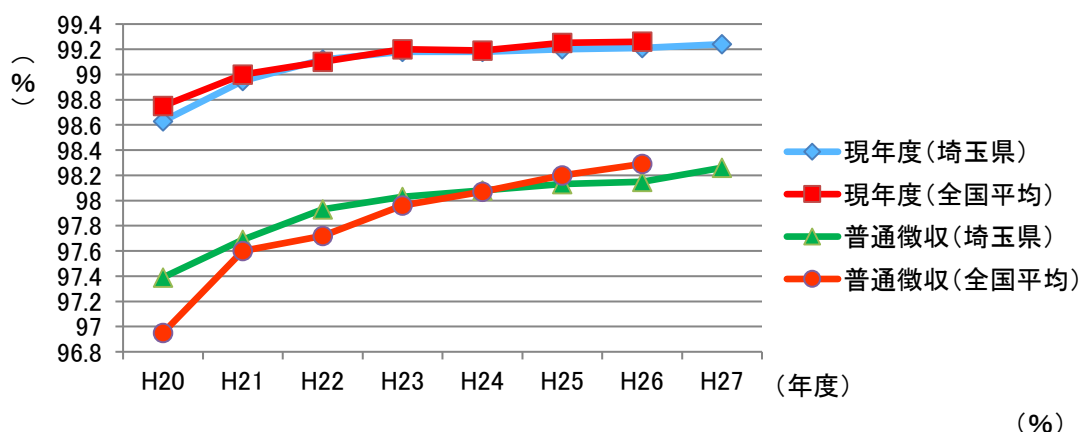
※1 H28・29年度の軽減後一人当たり保険料額は、料率改定時の推計値です。

(イ) 収納率

平成27年度の現年度分保険料収納率は99.24%、現年度分のうち普通徴収分は98.26%となっています。

保険料収納対策の実施により収納率は年々上昇していますが、全国的に収納率が上昇しているため現年度分、普通徴収分とも全国平均をやや下回っています。(図表6)

〔 図表6 保険料収納率の推移 〕



	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
現年度分 (全国平均)	98.63 (98.75)	98.95 (99.00)	99.12 (99.10)	99.18 (99.20)	99.18 (99.19)	99.20 (99.25)	99.21 (99.26)	99.24 (—)
普通徴収分 (全国平均)	97.39 (96.95)	97.69 (97.60)	97.93 (97.72)	98.03 (97.96)	98.08 (98.07)	98.13 (98.20)	98.15 (98.29)	98.26 (—)

(2) 課題

被保険者数や医療給付費の増加に対応し、制度の安定した運営を行うためには、次のような課題があります。

① 医療費の適正化

制度の安定的な運営を図るため、引き続き、適切な医療を確保しつつ医療費の増加を抑制する医療費の適正化の取り組みを進めて行く必要があります。

② 被保険者の健康の保持増進

被保険者の健康の保持増進を図るため、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報などを活用した疾病の重症化予防など高齢者保健事業の効果的・効率的な実施を図る必要があります。

③ 健全な財政運営

安定した財政運営を確保するため、医療給付に必要な費用を適切に見込み、被保険者の負担に配慮しながら保険料率の改定を行う必要があります。

また、被保険者の負担の公平を確保するため、市町村と連携しながら収納率の向上を図る取組を引き続き進めていく必要があります。

3 基本方針

現状と課題を踏まえ、広域連合が運営を行うに当たっての指針となる次の基本方針を定めます。

広域連合は、被保険者が安心して適切な医療等を受けられるよう市町村と連携・協力し、後期高齢者医療制度の健全で円滑な運営を行います。

4 基本施策

広域連合は、基本方針に基づき、次に掲げる基本施策を定めます。

- (1) 医療費適正化の推進**
- (2) 高齢者保健事業の推進**
- (3) 健全な財政運営**
- (4) 組織体制の整備と事務の効率化**

(1) 医療費適正化の推進

レセプト点検等の審査事務や第三者行為に係る求償事務を進め、適正な支払いに努めます。

また、被保険者への医療費通知や、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組み、医療費の適正化を推進します。

(2) 高齢者保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進を支援し、被保険者ができる限り長く健康で自立した生活を送ることができるよう、「保健事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき、効果的・効率的に高齢者保健事業を推進します。

また、高齢者保健事業の実施に当たっては、被保険者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険保健事業及び地域支援事業(介護予防)との一体的な実施を推進します。

(3) 健全な財政運営

(ア) 保険料率

保険料率の改定に当たっては、財源の過不足が生じないよう、医療給付に必要な費用を的確に見込みます。

また、医療給付費の増加が見込まれる中、これまでの財政運営で生じた剰余金を適切に活用して保険料率の上昇を抑制しながら、長期的に安定した財政運営の確保に努めます。

(イ) 収納対策

広域連合と市町村は、「収納対策実施方針」に基づき毎年度「収納対策実施計画」を作成することにより収納対策を計画的に実施し、収納率の向上に努めます。

また、広域連合は、市町村の取組状況を把握し、必要に応じて助言するとともに、効果的な取組を収納事務研修会でフィードバックするなど市町村を支援します。

(4) 組織体制の整備と事務の効率化

基本方針の実現に向け、基本施策の推進を図って行くため、組織体制を整備しながら、市町村と相互に連携し、適正かつ効率的な事務処理を推進します。

5 広域連合と市町村の事務分担

広域連合及び市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める事務のうち、規約第4条に基づき、主に次の事務を分担して行います。

制度運営に必要な事務については、広域連合と市町村が協議等を行い、適切に事務を分担して行います。また、「保健事業と介護予防の一体的な実施」を推進するため、広域連合が行う高齢者保健事業については、その一部を市町村に委託できることとします。

・広域連合と市町村の主な事務分担

	広域連合	市町村
被保険者の資格の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・資格の認定（取得及び喪失の確認） ・資格情報の管理 ・被保険者証の交付決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得及び喪失等の届出、申請書の受付 ・被保険者証の引渡しや回収
医療給付	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付の申請に係る審査及び支払 ・給付情報の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付の申請等の受付
保険料の賦課及び徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の決定 ・保険料の賦課決定 ・保険料の減免及び徴収猶予の決定 ・市町村の保険料収納対策の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収 ・保険料の減免及び徴収猶予の申請の受付
高齢者保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業実施計画の策定 ・保健事業実施計画に基づく取組の実施 ・市町村独自の取組への補助 ・介護予防との一体的実施の推進（市町村への委託） 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査の実施 ・市町村独自の取組の実施 ・介護予防との一体的実施に係る取組の実施
医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検 ・医療費通知の実施 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・第三者行為の求償 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為の届出の受付
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の作成、ホームページ等による制度の周知 ・基幹システムの管理 ・マイナンバー情報提供ネットワークシステムへの接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の配布、広報紙等による制度の周知

広域計画(平成29年度～令和3年度)

平成29年3月発行
令和2年2月一部変更

(沿革)

第1次広域計画(平成19年7月～平成24年3月)	平成19年7月発行
第2次広域計画(平成24年4月～平成29年3月)	平成24年3月発行
第3次広域計画(平成29年4月～令和4年3月)	平成29年3月発行
”	令和2年2月一部変更

発行者 埼玉県後期高齢者医療広域連合

住 所 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号
埼玉県浦和合同庁舎4階

連絡先 総務課総務企画担当

TEL 048-833-3222 / FAX 048-833-3471

E-mail soumu@saitama-koukikourei.jp

URL <https://www.saitama-koukikourei.org/>